

マイナ保険証の本格利用が始まっています!



※従来の健康保険証は最長1年間使用できます(令和7年12月1日まで)。

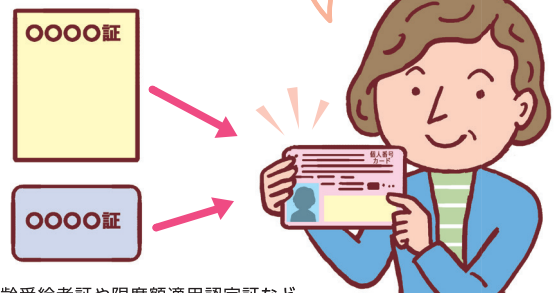
令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行・再発行がされなくなり、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)での受診を基本とする仕組みへ移行しました。それに伴い、医療機関や薬局での受付方法などが今までと変わっている他、より便利に、より安心して医療を受けられるようになっています。

まだマイナ保険証を使ったことがない方は、この機会にぜひ使ってみませんか?

マイナ保険証になると、何が変わるの?

医療機関・薬局の受付がマイナ保険証1枚でOKに

いろんな証明書*がマイナ保険証1枚にまとまって便利!



※高齢受給者証や限度額適用認定証など。

手続きなし*で高額な医療費の支払いが自己負担限度額までに



※所得によっては手続きが必要となる場合があります。

薬剤情報などを共有し、よりよい医療を受けられる

以前A医院を受診して、〇〇のお薬を処方されていますね

たしかに、そうでした!



※薬剤情報や特定健診情報などの提供に同意した場合のみ。

領収書の管理も不要! 医療費控除の確定申告手続きが簡単に*

1年分の医療費が自動的に入力されるから楽ちん!



※マイナポータルとe-Taxを連携する場合。



マイナ保険証の詳しい使い方などは中面をチェック!

ギモンや不安を解消! マイナ保険証 Q & A

Q 令和6年12月2日以降に、有効期限が残っている健康保険証を氏名変更したり、失くしたりした場合はどうなりますか?

A 資格確認書の申請ができます
令和6年12月2日以降は、健康保険証の再交付はされません。氏名変更や紛失などで再交付が必要となった場合で、まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ご加入の医療保険者へ資格確認書の申請についてご相談ください。なお、マイナ保険証として使うための利用登録を行うことで、すぐにこれまでどおりの医療を受けることができますので、マイナ保険証の使用もご検討ください。



Q 資格確認書・資格情報のお知らせを失くしたり、汚して使えなくなったりした場合はどうすればよいですか?

A ご加入の医療保険者へ再交付の申請ができます
使えなくなった資格確認書がお手元にある場合は、添付の上で申請します。なお、マイナ保険証として使うための利用登録を行った方は、原則再交付はされませんので以降はマイナ保険証を使用してください。
資格情報のお知らせは、マイナポータルの資格情報画面を提示することで代用可能です(中面「マイナポータルの資格情報画面の提示方法」参照)。なお、代用できる方は申請しても再交付されない場合がありますので、詳しくはご加入の医療保険者へお問い合わせください。

Q 電子証明書の更新を忘れていた、マイナンバーカードを失くしてしまったなどの理由でマイナ保険証を使えない場合はどうすればよいですか?

A 資格確認書の交付、またはマイナンバーカードを再発行して対応します

電子証明書の期限が切れた場合 有効期限が切れた後も3カ月間は使用できます。3カ月を過ぎた場合は資格確認書が交付されますが、有効期限切れ後も更新は可能なので早めに手続きを行いましょう。

紛失した場合 以下のマイナンバー総合フリーダイヤルに利用停止の連絡をした上で、お住まいの市区町村窓口で再発行の手続きを行ってください。なお、申請により一時的に資格確認書の交付を受けることも可能です。
※再発行の際は原則、手数料が発生します。

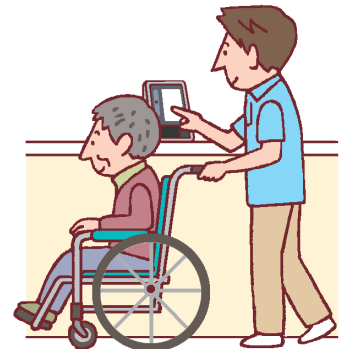
マイナ保険証
マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
(紛失などによる一時利用停止は24時間365日対応)
※どちらの場合も、健康保険証の有効期限が残っている場合は健康保険証を使用してください。

Q 高齢や体が不自由などの理由で、自身で本人確認を行うことが難しい場合は?

A 代理人が本人確認の補助などを行うことができます

子どもや高齢者、体が不自由な方など、自身での本人確認が難しい場合は、代理人が顔認証付きカードリーダーを操作して本人確認の補助を行えます。また、医療機関や薬局の職員による目視での本人確認も可能です。

要介護認定を受けている方や障がい者手帳の交付を受けている方、その他マイナ保険証での受診が困難であると認められた方などは、マイナ保険証を持っていても申請により資格確認書の交付を受けられます。詳しくはご加入の医療保険者へご相談ください。



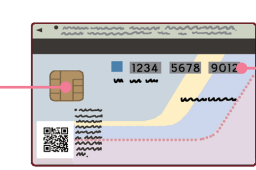
Q マイナンバーカードを持ち歩くのは不安なのですが、本当に安全なのでしょうか?

A 持ち歩いても安全です
マイナンバーカードのICチップには、医療情報や税情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。また、第三者がマイナンバーを利用して手続きなどができない仕組みになっているため持ち歩いても安全です。ただし、万が一紛失した場合は必ず利用停止をしてください。

なりすましができません
顔写真があるため、なりすましは困難です



万が一の場合も安全です
不正に情報を読み出そうとした場合、自動的にICチップが壊れる仕組みです



マイナンバーを見られても不正利用はできません
マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などで本人確認をする必要があります

マイナ保険証を持っている場合と持っていない場合でこう変わる！

マイナ保険証を持っている場合



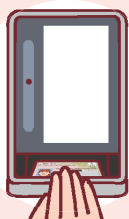
医療機関などの
受付時に

**顔認証付き
カードリーダーを使用します**

マイナ保険証を使う際は、医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーを操作して、自身で本人確認を行います。

使い方はとっても **かんたん！**

STEP 1



顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを
置く

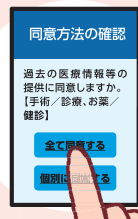
STEP 2



顔認証か暗証番号で
本人確認をする

※顔写真は機器に保存されません。
※マイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。

STEP 3



薬剤情報・特定健診情報などの提供について
同意選択をして完了！

※同意すると、これらの情報を医師や薬剤師が閲覧できるようになります。

電子証明書には**有効期限**があります



マイナンバーカード
本体の有効期限

発行日から10回目の
誕生日まで
(未成年者は5回目)

電子証明書の
有効期限

発行日から5回目の
誕生日まで

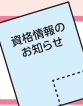
マイナ保険証は、ICチップ内の「電子証明書（利用者証明用電子証明書）」で資格確認を行っています（有効期限5年）。有効期限の2～3カ月前に「有効期限通知書」が届きますので、案内に従って必ず更新手続きを行ってください。

※電子証明書の有効期限欄は任意記入のため、空欄になっている場合があります。
※オンラインでの更新はできませんのでご注意ください。

医療機関がマイナ保険証に対応していないなどの場合は？



マイナンバー
カード



資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)



マイナポータル
の資格情報画面

を提示すると
保険診療が受け
られます

＜資格情報のお知らせ＞

健康保険の資格情報を簡易的に把握するために、原則**加入者全員に交付されます**。資格情報が記載されたカード部分を切り離して使用できます。

※ご加入の医療保険者によっては、データで配信される場合があります（配信された資格情報のお知らせを、自身でダウンロードまたは印刷して使用）。

＜マイナポータルの資格情報画面の提示方法＞



マイナポータルに
ログインし、
「健康保険証」を
タップ



資格情報が表示されるので、この
画面を提示します。なお、資格情報
を端末にダウンロードすること
で、ログインせずに提示できます。

資格情報のお知らせやマイナポータルの資格情報画面だけでは保険診療が受けられませんのでご注意ください。

令和6年12月2日以降の切り替わりイメージ

令和6年12月2日

令和7年12月1日



マイナ
保険証



健康保険証の有効期限内で
あればどちらも使用可能



以降は
マイナ保険証を使用

以降は使用不可

令和6年12月2日

令和7年12月1日



健康
保険証



有効期限が切れるまで
使用する（最長令和7年
12月1日まで）

資格
確認書



健康保険証の有効期限が
切れる前に順次交付・
使用開始



以降は使用不可

以降は
資格確認書を使用